

第2期 春日部市地域福祉計画

笑顔でつながり 支え合う
安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部

2024年度(令和6年度)～2028年度(令和10年度)



この計画は…

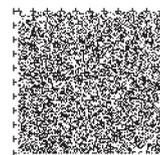
春日部市が笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられるまちとなるように、具体的に目指す姿や取り組みを示すものです。

音声コードを印刷しています

計画書および本概要版は、視覚障害のある人のため、各ページの下部に音声コード (Uni-Voice) を印刷しています。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の読取機やスマートフォンアプリを使用することで音声に変換し、文書内容を読み上げるものです。丸い切込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。

春日部市

発行：2024年(令和6年)3月



1. 春日部市地域福祉計画について

● 地域福祉って何？

- ・地域福祉とは、地域において子どもから高齢者まで、障害の有無などに関わらず、住民一人ひとりが安心して暮らしていけるよう、住民や住民組織、関係団体・機関、行政などの関係者がお互いに協力して、地域の生活課題を解決していく考えや行動のことです。
- ・地域福祉における取組みには、自分自身や家族でできること（自助）、近隣同士やボランティアなどによる住民同士の支え合い（互助）、介護保険などの制度化された相互扶助による助け合い（共助）、行政などの公的機関の事業（公助）があります。
- ・地域生活課題の解決に向けて、「自助」「互助」「共助」「公助」が組み合わさり、地域福祉を総合的に推進していくことが求められています。

● 春日部市地域福祉計画ってどんな計画？

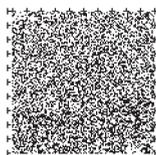
- ・「春日部市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく計画です。
- ・春日部市としての地域福祉の目指す姿や、取り組みの方向性などを市・市民・地域・福祉その他の関係者等と全体で共有するための計画です。
また、「春日部市重層的支援体制整備事業実施計画」、及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「春日部市再犯防止推進計画」を含んでいます。

● 第2期春日部市地域福祉の背景…

- ・今日、生活をするうえでの課題はさらに複雑化かつ複合化しており、8050問題から9060問題への移行、ダブルケア、ひきこもり、社会的孤立、孤立死など、既存の公的制度やサービスでは対応しきれない、制度の狭間にいる人が増加しています。
- ・誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、福祉の領域だけでなく、地域全体の中で、人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係づくりが重要です。

● 計画の期間

- ・この計画の計画期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。



2. 計画の理念・目標や体系について

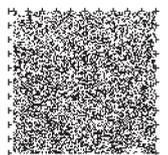
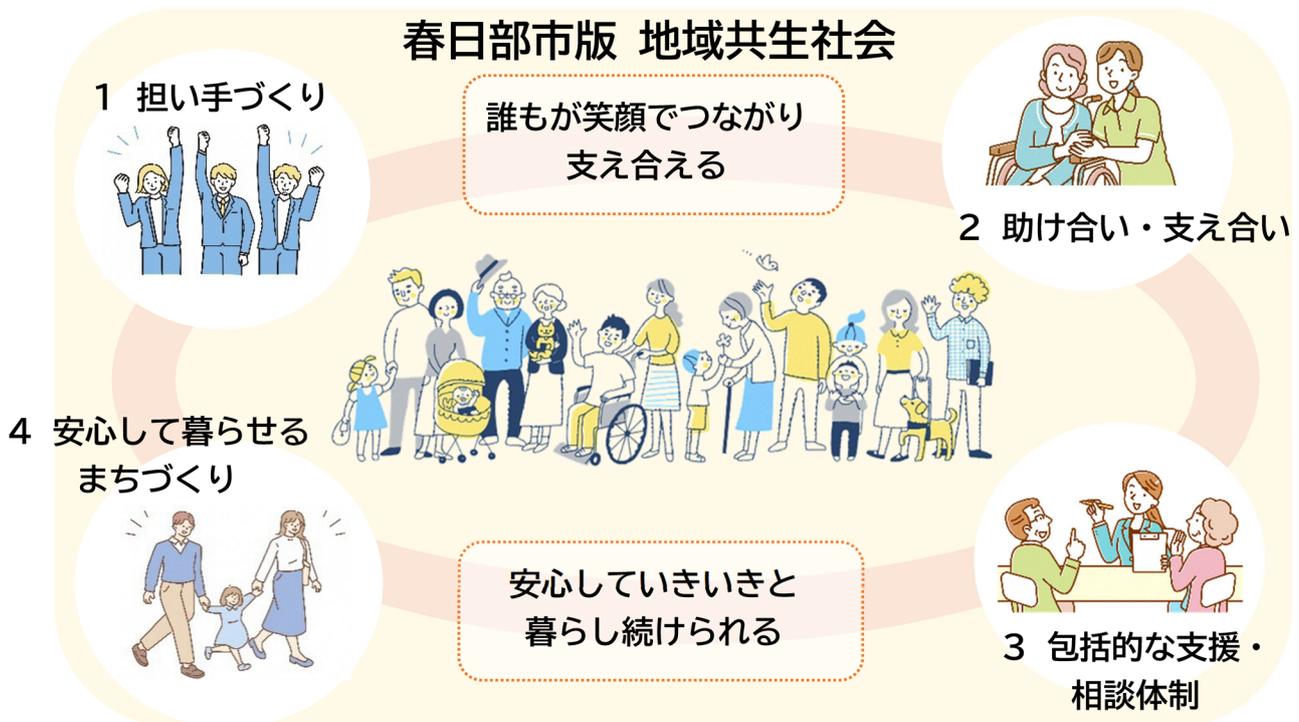
● 基本理念

笑顔でつながり 支え合う

安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部

- ・春日部市地域福祉計画において、基本理念として「笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部」を掲げ、「地域共生社会の実現」をコンセプトとし、地域福祉推進の理念のもと、いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進に取り組んできました。
- ・第2期春日部市地域福祉計画もこの基本理念を踏襲し、人と人が「笑顔でつながり」、「支え合う」仕組みづくりを進め、全ての市民が「安心して いきいきと暮らし続けられるまち」の実現を目指します。

(目指す将来像)



●基本目標

- ・本計画では、基本理念の実現に向け、4つの基本目標を設定します。

基本目標1 福祉意識の向上と担い手づくり

情報

人財※

- ・全ての市民が福祉に対する理解を深めるよう、効果的に福祉に関する情報の発信と共有を進めていきます。地域や地域活動に関心を持つ市民が、地域福祉の担い手として活躍できるよう、地域と行政が協働で人財を育成し、地域活動を推進していきます。

※「人財」…地域福祉の担い手（人材）は、地域の財産（資源・宝物）であり大切な存在であることから、人「財」と表記しています。

基本目標2 助け合い・支え合いの仕組みづくり

地域

- ・市民同士が、まずは近所で困っている人に気付き、相談できる窓口や支援機関につながられるよう、助け合い・支え合いの仕組みづくりを進めていきます。市民が主体的に課題を把握し解決や支援につなげていく地域づくりを目指します。

基本目標3 包括的支援体制づくり

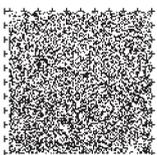
基盤

- ・地域生活に関連する専門機関などと連携・協力しながら、福祉サービスの提供基盤と総合的な相談支援体制づくりを進めていきます。また、児童分野・高齢者分野・障がい者分野などの分野間の連携や多機関の協働による包括的支援体制の構築を目指していきます。

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

環境

- ・個人の尊厳の尊重や虐待の防止のほか、孤立を防ぐ地域力の強化を進めていきます。
- ・交通安全・防犯・防災・まちづくり（環境・都市計画）などにおいて、住み慣れた地域で、誰もが安心して安全に暮らし続けることができるまちづくりを推進していきます。



● 計画の体系

基本理念

安心して
いきいきと暮らし続けられるまち
笑顔でつながり
支え合う
春日部

基本目標

1 福祉意識の向上と
担い手づくり



2 助け合い・支え合い
の仕組みづくり



3 包括的支援体制
づくり



4 誰もが安心して
暮らせるまちづくり



施策の方向性

1 情報発信・意識づくりの推進

2 社会参加・交流の促進

3 担い手づくりの推進

4 地域活動・社会貢献活動への支援・連携強化

1 居場所・拠点づくりの推進

2 地域力の強化

3 見守り体制の推進

1 総合相談・包括的支援体制の構築
(重層的支援体制整備事業実施計画を含む)

2 生活困窮者対策の推進

3 社会福祉協議会との連携強化

4 福祉サービスの充実

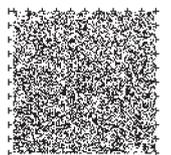
1 社会的な孤立を防ぐまちづくり
(権利擁護・虐待防止の推進、自殺予防を含む)

2 福祉のまちづくりの推進

3 防犯・防災・交通安全のまちづくり
(再犯防止、消費者被害防止を含む)

4 暮らしやすい住環境の整備

※ 重点施策



●重点的な取組み（重点施策）



1 福祉意識の向上と 担い手づくり

情報発信・意識づくりの推進 ✨



●目指す姿

- 様々な情報発信・啓発により、福祉意識が向上している
- 生涯学習や教育分野を通じた学習機会・内容が充実している



●主な取組み（事業）の例～福祉教育の推進～

一例としては、車いす体験や点字・手話の体験、高齢者疑似体験、車いすバスケットボールなどがあります。
誰もが地域の一員であるという意識の醸成、また、福祉に関する問題や活動への興味を促進します。



2 助け合い・支え合い の仕組みづくり

見守り体制の推進 ✨

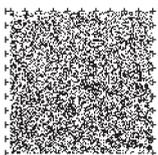


●目指す姿

- 暮らしの身近な範囲で見守り体制が推進されている
- 誰もが安心して暮らせる地域づくりが育まれている

●主な取組み（事業）の例～ゲートキーパーの養成～

ゲートキーパーとは、「地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関につなぐなどの役割が期待される人」のことです。
一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことで自殺対策につなげます。



3 包括的支援体制 づくり

総合相談・包括的支援体制の構築✨
(重層的支援体制整備事業実施計画を含む)



●目指す姿

- 市民が自分やその家庭の抱える複雑化・複合化した困りごとを相談することができる
- これまで市が取り組んできた「福祉総合相談支援体制」を活かしながら、「属性を問わない相談支援」・「多様な社会参加に向けた支援」・「地域づくりに向けた支援」を一体的に実現している

●主な取組み（事業）の例～重層的な支援体制の推進～

様々な困りごとや課題を抱える人への相談支援や、連携・協働における課題を解決し、安心して相談できる環境を整えるため、関係団体・関係機関との連携に基づく重層的で包括的な相談体制の構築を進めます。

4 誰もが安心して 暮らせるまちづくり

防犯・防災・交通安全のまちづくり✨
(再犯防止、消費者被害防止を含む)



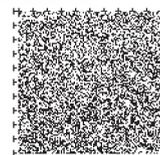
●目指す姿

- 防犯に強いまちづくりや地域での見守りによる消費者被害防止が実現している
- 地域で再犯防止に対する理解が進み、再犯防止の支援の輪が広がっている
- 地域の防災力が向上している
- 交通安全対策のための広報・啓発活動が推進されている

●主な取組み（事業）の例～更生保護活動～

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」を通じて、地域の理解を深めることや、社会復帰を目指す人たちの支援と社会が受け入れる体制をつくり、再犯防止につなげます。

また、小中学生を対象に犯罪や非行防止をテーマとした作文を書いてもらうことで、理解を深めてもらうほか、次世代を担う青少年の健やかな成長を願って、非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援について、関係団体と連携しながら進めます。





お問い合わせ

春日部市役所 福祉部 福祉総務課

住 所：〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

連絡先：048-736-1111（代表）

